令和７年２月

介護保険による住宅改修　申請の手引き

介護保険を利用した住宅改修

要介護・要支援認定を受けている方が、身体状態や生活の様子に合わせて手すりの設置などをするとき、対象経費の９割（一定以上の所得がある方は８～７割）を支給します。

支給を受けるためには、事前申請と支給申請が必要です（事前申請後の変更は原則できません）。事前に申請されずに行われた改修や、無断で改修内容を変更した場合については、住宅改修費は支給されません。

利用要件

以下の条件をすべて満たしている場合にご利用いただけます。

・甲斐市の介護保険被保険者である
・要介護・要支援認定を受けていて、着工日と完成日が認定有効期間内である
・被保険者証に記載された住所の住宅に実際に居住している
・本人が在宅である（施設入所・入院していない）

住宅改修の限度額について

介護保険による住宅改修は、要介護状態区分に関わらず、住宅改修工事の２０万円までを対象とします。介護保険による支給は９割から７割のため、支給金額は１８万円から１４万円までとなります。２０万円の範囲であれば、何回かに分けて施工・申請することも可能です。

要介護状態区分が著しく重くなった場合（３段階アップ）、市内転居による居住地の変更の場合は限度額リセットの対象となります。

・住宅改修要介護状態区分リセット表

初回工事時の要介護状態区分	追加工事時の要介護状態区分
要支援1	要介護3、要介護4、要介護5
要支援2、要介護1	要介護4、要介護5
要介護2	要介護5

介護度の変化による限度額リセットは一度のみです。
リセット対象の場合は事前に相談してください。

住宅改修対象工事・対象外工事

	対象工事	対象外工事
手すり	トイレ、浴室、玄関、廊下、居室、 玄関外等	家具等の固定できない物への取り付け
段差の解消	スロープの設置、床のかさ上げ、 ステップ台の設置等	固定しないスロープ、ステップ台の設置
床材の変更	畳→フローリング フローリング→ビニール系素材 ノンスリップタイルの設置 ノンスリップ・カーペットの取り付け 屋外コンクリートの設置等	固定しない滑り止めマットの設置
扉の変更	開き戸→引き戸、折れ戸 吊元の変更 ドアノブの変更（レバー式に取り換え）等	開き戸→開き戸
便座の取り換え	和式→洋式等	洋式→洋式
付帯工事	下の「住宅改修における付帯工事」の項目をご覧ください。	

※被保険者の状態や生活の様子等によって必要な改修かどうかを判断しますので、必ずしも全ての改修に許可がおりるとは限りません。

住宅改修における付帯工事

「手すり」・「段差の解消」・「床材の変更」・「扉の変更」・「便座の取り換え」の住宅改修に関わって必要な工事のみが対象となります。

内装の統一を目的とした過度な改修は許可されません。

住宅改修により補修、修繕の必要がある場所のみが該当になるので、住宅改修の手がかかっていない壁等は自費での改修となります。

便座の変更において電気工事及び給水工事は該当になりません。（給水管の取り換え、調整は該当となります。）

その他住宅改修として認められない場合

・事前に申請がない、または申請したが許可されなかった場合
・老朽化や摩耗・消耗による修繕・改装と判断された場合
・着工許可がおりた場所以外の改修及び無断で部材を変更した場合

※事前申請承認後の変更について

住宅改修は事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行うことは認められません。（保険給付の対象外となる場合があります。）利用者及び家族から取り付け位置等の変更を要望された場合は、必ず事前にケアマネジャー等から甲斐市役所長寿推進課にお問い合わせください。

住宅改修申請の流れ

※工事をする前に、事前申請を行ってください。

事前に申請をせずに行った工事は、支給対象となりません。

① 本人（家族）からケアマネジャーに改修の相談

↓

② 事前申請（要介護・要支援認定前でも可）

↓

③ 許可（許可は要介護・要支援認定が決定してからになります※）

↓

④ 施工・完成

↓

⑤ 支給申請（入院中の場合は、退院してからでないと申請できません）

↓

⑥ 支給決定・支給

① 本人（家族）からケアマネジャーに住宅改修の相談

住宅改修を行う前に、担当のケアマネジャーに住宅改修の相談をしてください。本人の状態や生活の様子から、必要かつ効果的な改修計画を立てましょう。

② 事前申請

改修工事の前に、必要書類を甲斐市役所に提出してください。

※要介護認定申請後であれば事前申請は可能ですが、認定結果が非該当（自立）となった場合は改修費に対する保険給付はありません（全額自己負担）。

<u>必要書類と注意事項</u>

事前申請書

- 記入漏れがないか確認してください。
- 書き方例をご確認ください。（７ページ参照）

委任状（申請に関するもの）

- 被保険者以外の方が申請書を提出する場合に必要です。

承諾書

- 住宅所有者が被保険者でない場合に必要です。
- 書き方例をご確認ください。（８ページ参照）

見積書

- 見積書の宛名は被保険者の氏名にしてください。
- 見積書の金額は、限度額の２０万円を超えていても構いませんが、対象額は２０万円までになります。
- 見積書には、施工業者の印を押してください。
- 使用する部材のカタログの写しを添付してください。
- 改修の種類･箇所ごとに部材名､部材単価､数量等を区分けして記載してください。
- 材料費と工賃及び諸経費を区分けして記載してください。
- 見積書に介護保険支給対象外の改修が含まれている場合、保険給付の対象となる部分を明示して、諸経費や値引きの金額は按分してください。また、保険給付対象の合計金額も明示してください。
- 書き方例をご確認ください。（１０ページ参照）

改修前写真

- 着工前の日付が入っている写真が必要です。改修場所の全体が映った写真で、日付を記入したボードを入れて写したもの、またはカメラ機能で日付が印字されたものをご用意ください。
- 段差の改修の場合には、段差の高さが分かるように、全体写真とは別にメジャー等を当ててズームして撮った写真（日付が入っていて、目盛りが分かるもの）を添えてください。
- 改修箇所が確認できるよう、分かりやすく図示してください。
- 平面図と照合しやすいように、写真に①、②…と番号を付けてください。
- 改修範囲が広く、１枚に収められない場合は分割して全体を撮影してください。
- 改修前写真例をご確認ください。（１１ページ参照）

平面図

- 写真と照合しやすいように、改修場所に①、②…と番号等を付けてください。
- 改修の是非を判断するため、本人の生活動線を確認します。改修箇所だけでなくフロア全体の構造の分かる図面を作成してください。
- 踏み台、スロープの設置等で、カタログにない特注品等を使用する場合、図面に寸法を記載してください。

住宅改修が必要な理由書

- 基本情報、総合的状況及び２頁も漏れなく記入してください。
- 改修箇所がどういった日常生活の動線上にあたるのか、本人の状態を踏まえどういった動作のためなのか、生活に必要である理由を具体的に記入してください。
- 跳ね上げ式手すりや凹凸のある手すりなど、標準と異なるものの工事を行う場合は、特別に必要な理由をご記入ください。

基本情報

・ 被保険者の世帯の状況、身体の状況について詳しく記載してください。

居宅サービス計画書（１～５表）

・ 計画の中に住宅改修が含まれていることが必要です。
・ 本人の署名、捺印があるものをご提出ください（写しで結構です）。
・ 担当者会議の要点（４表）は、住宅改修について検討したものとしてください。
・ 被保険者（家族）と住宅改修の相談をされた時点からの支援経過をご提出ください。

③ 許可

事前申請が承認されたところで、甲斐市役所から申請者に工事着工許可の連絡を行います。許可日以前に施工した場合は支給対象になりません。

連絡はおおむね申請の翌週となりますので、施工予定日に対して余裕を持った提出をお願いいたします。

④ 施工・完成

事前申請をした工事について、施工を行ってください。無断で工事の変更をすることは認められません。変更があった場合は事前に許可した住宅改修と異なるものとして、支給の対象外となる可能性があります。変更がある場合には、事前に甲斐市役所長寿推進課までお電話等でご連絡ください。

⑤ 支給申請

工事が完了してから、必要書類を提出してください。入院・入所中の場合は自宅に戻ってから申請してください。

必要書類と注意事項

支給申請書

・ 記入漏れがないか確認してください。ゆうちょ銀行の口座を指定する場合は、口座番号のわかるページの見開きのコピーをあわせてご提出ください。
・ 書き方例をご確認ください。（９ページ参照）

委任状（受領に関する権限）

・ 受取口座の名義人が、被保険者でない場合に必要です。
・ 委任する人（被保険者）とされる人（口座名義人）が逆になってないか、見直しをお願いします。

改修後写真

・ 改修前の写真と比較しやすいように、同じ位置から撮影してください（改修範囲が広く、１枚に収められない場合は分割して全体を撮影してください）。
・ 工事後の日付が入っている写真をご用意ください。

内訳書

- 内訳書の宛名は被保険者の氏名にしてください。
- 見積書の内容と同じか確認してください。長寿推進課の承認を得て変更した場合は、変更点を分かりやすく表示してください。

領収書

- 領収書の宛名は被保険者の氏名にしてください。
- 支給申請の金額と同額であることを確認してください。（支給対象外の金額が含まれている場合は、対象工事金額を明示し、支給申請の金額と同額であることを確認してください。）
- 住宅改修費の代金であることを明記してください。
- 領収年月日が記載してあること、施工業者の印が押されていることを確認してください。
- 金額に応じて収入印紙が貼付されているかご確認ください。
  （５万～１００万円：２００円の収入印紙）

⑥ 支給決定・支給

支給申請された工事について、事前申請と変更がないか、支給対象工事であるかを確認し、支給決定を行います。支給が決定したときは被保険者の方に支給決定通知を発送します。支給日はおおむね支給申請された翌月末となります。

入院中に、退院予定日に合わせて工事を行った場合、支給申請は退院するまで行えません。

支給の方法については、原則として、償還払いにて行います。

償還払いとは、一時的に全額負担していただき、支給申請の後に、自己負担割合分を除いた保険給付額を口座振込する方法です。

一時的でも全額負担することが困難である等の場合は、受領委任払いをご利用いただくことができます。

受領委任払いとは、当初から自己負担割合分のみご負担いただき、残る費用は直接市からサービス提供事業者に支払いを行うものです。保険料に滞納がある場合はご利用いただけませんのでご注意ください。

その他、ご不明な点がありましたら甲斐市役所長寿推進課に事前にご相談ください。

お問合せ先
甲斐市役所　長寿推進課
介護保険係
〒400-0192　山梨県甲斐市篠原 2610
電話　055-278-1693　FAX　055-276-2113

事前承認申請書　書き方

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前承認申請書

フリガナ 被保険者氏名	カイ　タロウ 甲斐　太郎 被保険者本人	保険者番号				1	9	2	1	0	4
		被保険者番号	0	0	0	0	0	3	4	5	6	7
生年月日	明・大・㊐昭 10年10月10日生	性別	男（○）・女								
住所	〒 400 -0192 甲斐市篠原 2610　被保険者証の住所で、改修を行う住宅										
要介護状態区分	要支援 ①・2　要介護 1・2・3・4・5										
住宅の所有者	本人との関係（　本人　） 甲斐　太郎　被保険者でない場合は、承諾書が必要になります										
施工予定業者名	株式会社○○○										
着工予定日	令和６年　７月　１５日 申請時の予定日 （未確定の場合、未記入でも可）	完成予定日	令和６年　７月　１５日 申請時の予定日 （未確定の場合、未記入でも可）								
改修費用	○○,○○○　円　見積書と同額 金額の訂正はできません										

甲斐市長　様

上記及び別紙のとおり居宅介護（介護予防）住宅改修費を利用するために、事前承認申請をします。

令和　６年　６月２０日

申請者（被保険者）

住所　甲斐市篠原 2610　　電話番号　055-278-1693

氏名　甲斐　太郎

被保険者本人の氏名を自署

保険者記入欄

決定日　令和　　年　　月　　日

審査結果		備　考
承認	不承認	

受付印押印欄

承諾書　書き方

令和６年　６月　１８日

住宅所有者が被保険者でない場合に必要です

住 宅 改 修 の 承 諾 書

（住宅の所有者）

住所　甲斐市篠原 2610

氏名　　甲斐　花子　（甲斐）

ハンコを押してください

私は、下記表示の住宅に、＿＿甲斐　太郎　被保険者本人＿＿が別紙「介護保険住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行うことを承諾いたします。

住宅改修を行う住宅（所在地）

甲斐市篠原 2610　改修を行う住宅

支給申請書　書き方

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

フリガナ 被保険者氏名	カイ　　タロウ 甲斐　太郎 被保険者本人	保険者番号	1 9 2 1 0 4
		被保険者番号	0 0 0 0 0 3 4 5 6 7
生年月日	明・大・(昭)10年10月10日生	性別	(男)・女
住所	〒 400-0192 甲斐市篠原2610　被保険者証の住所で、改修を行う住宅		
住宅の所有者	甲斐　太郎　　本人との関係（　本人　）		
改修の内容・箇所及び規模	浴室　横手すり　1000㎜　1本 トイレ　L字手すり　800㎜×600㎜　1本	業者名	株式会社○○○
		着工日	令和　6年　7月　15日
		完成日	令和　6年　7月　15日
改修費用	○○,○○○　円　内訳書・領収書と同額　金額の訂正はできません		

甲斐市長　様

上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。
令和　6年　7月　20日

申請者（被保険者）
住所　甲斐市篠原2610　　電話番号　055-278-1693
氏名　甲斐　太郎
被保険者本人の氏名を自署

※　・領収証の原本、請求内訳書及び施工前後の状態が確認できる写真を添付してください。
・被保険者氏名・申請者・口座名義人の欄には同じ方を記入してください。
（被保険者と口座名義人が異なる場合には、委任状を添付してください。）
・指定の口座がゆうちょ銀行の場合は通帳の見開き（口座番号などが記載された頁）の写しを添付してください。

居宅介護（支援）住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振込依頼欄				
金融機関	○○○　(銀行)・信用金庫・農協・信用組合	○○　本店・(支店)・支所	種目	口座番号
	金融機関コード：1 2 3 4	店舗コード：5 6 7	(1 普通預金) 2 当座預金 3 その他	8 9 1 2 3 4 5
フリガナ 口座名義人 （被保険者）	カイ　タロウ 甲斐　太郎　　被保険者でない場合は委任状が必要です			

見積書　書き方

・見積書（良い例）

箇所	部分	名称	内容	数量	呼称	単価	金額	写真番号
浴室	壁	手すり工事	φ32手すりパイプ	○○	m	■■	△△	①
			浴室エンドブラケット	○○	個	■■	△△	
			工事費	○○		■■	△△	
トイレ	壁	手すり工事	φ35木製手すり（抗菌仕様）	○○	m	■■	△△	②
			エンドブラケット	○○	個	■■	△△	
			工事費	○○		■■	△△	
		諸雑費	廃材処理等	○○	式	■■	△△	
		消費税	○○○%				△△	
		総合計					△△	

・見積書（悪い例）

浴室	手すり一式	○○○
トイレ	手すり一式	○○○
	雑費（その他）	○○○
	総合計	○○○

見積書は具体的かつ明細が分かるように作成してください。

諸経費はどのような内訳となっているか明細を表示してください。

見積書の様式に指定はありませんが、部材費と工事費は別々に記載してください。

改修前写真（例１、例２）

①

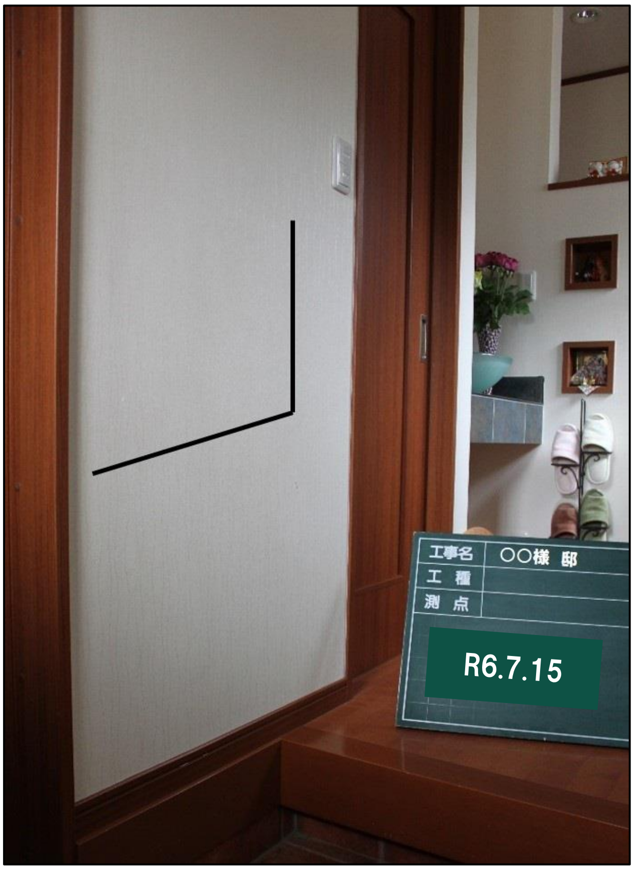

・ 着工前の日付が入っている写真が必要です。改修場所の全体が映った写真で、日付を記入したボードを入れて写したもの、またはカメラ機能で日付が印字されたものをご用意ください。

・ 段差の改修の場合には、段差の高さが分かるよう、全体写真とは別にメジャー等を当ててズームして撮った写真（日付が入っていて、目盛りが分かるもの）を添えてください。

・ 改修箇所が分かりやすいように、ペン等で写真への書き込みをお願いします。
手すりの設置箇所などをあらかじめ壁にテープ等で示したうえで撮影していただいても構いません。

②

・ 平面図と照合しやすいように、写真に①、②…と番号を付けてください。

質問	回答
領収証は写しでもよいか	支給申請書の提出時に原本を提示してください。 その場で写しをとり、原本はお返しします。
住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。	竣工日以降に新たに手すりを設置する場合は対象になります。 事前申請書の提出を行い、許可後に施工してください。
要介護者が子など親族の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、介護保険証記載の住所地の住宅のみが対象となります。 なお、居住の実態に合わせ、子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となります。
現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。	入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはありません。 しかし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前申請をしたうえで許可を受け、住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは可能です。 なお、退院しないこととなった場合は支給申請できませんのでご注意ください。
家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。	材料の購入費のみが住宅改修費の支給対象となります。必ず施工前に材料の見積書を添えて事前申請を提出し、許可を受けてから着工してください。
上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。	式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となります。 施工後の写真で確認しますので、固定されていることが分かるように撮影してください。 また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となります。
昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外です。 移動用リフトについてはて福祉用具貸与での対応を検討してください。

質問	回答
滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたり、カーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となります。 なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪かったりするとつまづいて転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意してください。
扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状況に合わせて性能が代われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となります。 例として右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。 被保険者の身体状況から必要性を判断しますので、基本情報は詳細に記入してください。
既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となります。 ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。
和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮し、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象としております。
既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。 洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外となります。
和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。	腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となります。
住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか。	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たり、支給対象になります。
玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよろしいか。	住宅に限らす、敷地内の施工は対象となります。 具体的には、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等が考えられます。

質問	回答
居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となります。 ただし、屋外に出る複数の経路に施工する場合、必要性を確認し判断します。
通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。路盤の整備は付帯工事として支給対象になります。
通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象となるか。	いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となります。
門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。	引き戸等への扉の取替えとして支給対象となります。